

BA-PLUS規定改定内容(新旧対比表)

旧	新
(新設)	第16条 休眠預金等活用法に係る最終異動日等 1 この取引に係る預金の最終異動日等 当社は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)にもとづき、この取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。 2 この取引において将来における債権の行使が期待される事由は以下の預金規定に掲げるものとします。 (1) 普通預金規定第5条第2項第2号 (2) ネット定期預金規定第7条第2項第2号 以下、改訂前第16条以降を順次繰り下げ